

問 13 子と別居している場合など子育て応援特別手当の支給対象はどのような考え方に基づいて整理しているのか。

(答)

子育て応援特別手当の支給に係る原則は以下のとおりです。

- ① 住民基本台帳の同一世帯に属する支給対象となる子につき、世帯主に支給する。
- ② 第2子以降の子が属する世帯の世帯主に対して支給する。
- ③ 第1子と第2子以降の子が別居している場合については、これらの子が一の者の扶養に入っている場合には、第2子以降の子と第1子が同居しているものとみなし、当該第2子以降の子が属する世帯の世帯主ごとに子育て応援特別手当を支給する。

問 14 離婚した夫婦がいて、夫は10歳の子を扶養しながら妻が扶養している子の養育費を支払っており、妻はパートをしながら5歳と3歳の子を扶養して、それぞれが世帯主となっている場合、夫婦双方が当該手当の申請者となれるのですか。

(答)

住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、原則として、妻の属する世帯の世帯主に対し1人分の子育て応援特別手当を支給することとなります。

なお、ご指摘のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、10歳の子を第1子と算定し、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯の世帯主が2人分の子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

問 15 基準日に世帯主であった者が、申請・支給日までに離婚等により子の扶養をしなくなった場合や、親権を争っている場合でも、当該世帯主に支給するのですか。

(答)

基準日における世帯主に支給することとなります。

問 16 事実上の養子として養育されている場合は支給対象となりますか。

(答)

他の要件を満たせば、支給対象となり得ます。

問 17 手当支給基礎児童のカウントについて、世帯が異なるものの扶養している子等を含むとありますが、これは、3歳から5歳の子が2人おり、離婚後それぞれが1人ずつ引き取った場合に、相互に第2子として受給できるということですか。

(答)

住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、原則として、子育て応援特別手当の支給対象とはなりません。

なお、ご指摘のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯の世帯主が子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

問 18 支給対象となる子が属する世帯の世帯主と実父母が居住する市町村とで、子育て応援特別手当の支給申請が重複して行われるおそれがありますが、市町村間においてどのような確認を行う必要がありますか。また、どちらの場合を優先して支払うこととなりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、第2子以降の子が属する世帯において支給要件を満たすか否かを判断することとしており、支給申請が重複して行われることはないものと考えています。

問 19 父が子1人と同居、母が子2人と同居している場合

1. 父は17歳の子(第1子)と同居、母は5歳の子(第2子)、3歳の子(第3子)と同居の場合、
 - ① 第1子の住民票を提示して、母の住所地で第2子、第3子の申請をするのですか。
 - ② 別世帯の場合、申請者と児童の続柄は住民票の筆頭者で確認するのですか。
2. 父は5歳の子(第2子)と同居、母は17歳の子(第1子)、3歳の子(第3子)と同居の場合、
 - ① 父は、第1子・第3子の住民票を提示して第2子の手当を申請するのですか。
 - ② 母が第3子の手当を申請する際、第2子住民票は不要ですか。
 - ③ 別居していても父母どちらかがまとめて申請できる場合、二重支給をどのようにして防ぐのですか。

(答)

住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、原則として、母の属する世帯の世帯主に対し1人分の子育て応援特別手当を支給することとなります。

なお、1及び2のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯のそれぞれの世帯主が子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

問 20 第1子(7歳)がA市に、第2子(5歳)がB市に、第3子(3歳)がC市に住
民票があり、それぞれの世帯主が父、母、祖父である場合、支給はどのようになりま
すか。なお、児童手当は生計の中心であるA市で3人分を受給しています。

(答)

住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、原則として、子育て応援特別手当は支給されません。

なお、ご指摘のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯のそれぞれの世帯主が子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

問 21 DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所において住民登録をしていただくことを想定しているとのことだが、住民票を異動させるために住民票のある市町村に赴く必要があるのでは実際上異動しづらいのではないか。

(答)

遠隔地からの転出届については、郵送で受け付け、2月1日の基準日における住民票の異動が円滑に行われるため、迅速に処理するよう総務省から各地方公共団体に対し要請が行われたところです。

また、住民基本台帳においては、生活の本拠であると認められる場合にあっては、実家、知人宅等に住民票の異動を行うことが可能であることについてもご留意ください。

【所得制限】

問1 所得制限の下限額を1,800万円とした理由は何ですか。

(答)

1,800万円という基準については、定額給付金において、所得1,800万円は年間の給与収入金額に換算すると2,000万円を超える程度となり、この金額は所得税において確定申告義務があること等から、一つの分かりやすい目安として、平成20年11月12日の与党合意において決定されたものであり、子育て応援特別手当においてもこれを踏襲したものです。

問2 所得制限の有無について、県内で統一した取り扱いとすることは問題ありませんか。

(答)

所得制限の有無については、各市町村のご判断に基づくものとしており、ご指摘のような取り扱いも可能です。

問3 所得制限を設けることとした場合、平成21年所得が確定してから、子育て応援特別手当の支給を開始してもかまいませんか。

(答)

子育て応援特別手当は、平成20年度の緊急措置として実施するものであり、補助事業として行うものですので、一定の期間内において精算を行う必要があることから、ご指摘のように平成21年所得が確定してから支給を開始することは想定していません。

問4 子育て応援特別手当について、所得制限により返還を求める場合、改めてお知らせを行う必要がありますか。

(答)

特別手当を返還することについて事前に同意を得ていることから、必須ではありませんが、あらかじめお知らせをされても差し支えありません。

問5 子育て応援特別手当の辞退を求める場合の「一定の考え方」とは何ですか。

(答)

世帯主の所得が、市町村が設定する基準額（所得制限と異なり、下限はなし）を上回るものが想定される場合、支給対象者本人が本手当について不要と判断される場合等には、当該世帯主の子育て応援特別手当の支給を辞退することを呼びかけることを想定しています。

なお、辞退を求めるとは、強制的な返還ではなく、世帯主の意思に基づき、申請を辞退することを意味しています。この際、辞退の意思を示す書類を提出していただくことは必要ありません。

【申請及び支給】

問1 子育て応援特別手当の申請期限は、給付申請受付開始から3か月以内又は6か月以内のいずれとなるのか。

(答)

6か月となります。

問2 子育て応援特別手当の申請期間はどの時点をもって終了となるのか。また、複数の給付方式を採用する場合の取扱いはどうなるのか。

(答)

申請受付開始日から6か月が経過した日をもって、申請期間は終了します。

また、市町村が郵送・窓口受付など複数の方法により申請を受け付ける場合、いずれかの方法について最初に開始した日を申請開始日とし、それから6か月経った日をもっていずれの方法による受付も終了します。

問3 申請期限までに申請がなかった場合、辞退とみなして問題ありませんか。

(答)

差し支えありませんが、申請期限に関する周知・広報等を適切に行っていただきますようお願いいたします。

問4 申請期限までに申請がなかった場合、特段の対応の必要がありますか。また、その場合市町村に責任はありますか。

(答)

国としては、申請期限までに申請をいただくように広報に努めますが、各地方公共団体においても、周知・広報を行っていただくようお願いいたします。

なお、本特別手当については、申請に基づき支給することとしておりますので、申請がなかった場合に市町村の責任が問われるものではないと考えています。

問5 子育て応援特別手当の不支給に対して、住民は行政不服申立などを行うことができますか。

(答)

子育て応援特別手当の支給の法的性格は贈与であり、行政処分ではありませんので、支給しないことについて不服申立等の対象とはなりません。

問6 基準日以降に転出・転入が生じた場合、転出元の市町村、転出先の市町村のいずれが支給を行うのですか。

(答)

世帯が基準日より後に転出し、他市町村に転入した場合も、基準日において住民基本台帳上の住所が所在する市町村が、子育て応援特別手当の支給を行います。

このような取扱いとする理由は、基準日時点での居住団体から給付を受けることとすれば、基準日時点で給付対象者リストが確定することになり、住所の異動に関しては、その

後の給付対象者の追加・削除の手間がかからず、また、同じ住民が複数のリストに掲載されることはないことから、二重給付のおそれがなくなることを考慮したものです。

また、子育て応援特別手当の申請・給付は、振込方式を中心に行われることを想定していることから、必ずしも役所に直接出向く必要はなく、遠隔地からの申請・受給であっても、大きな不都合はないものと考えられます。

一方、基準日より後の転出・転入により給付する団体を変更する場合には、基準日時点で作成した対象者リストを更新（又は変更を加える）ことが必要となりますが、その手間は大きく、結果として、漏れや二重記載が出るおそれがあります。また、転入先で給付を行う前提として、二重給付を避けるために、転出元でまだ給付を受けていないことを証明する書類（未受給証明書）の交付が必要となりますが、その交付に手間がかかることや、交付を受けた者が紛失した場合の確認や再発行の手続まで整理しなければならず、いずれにせよ、事務量の増大が予想されるといった問題があります。

問7 子育て応援特別手当の支給対象となる場合については、住民基本台帳により把握できない場合があります、個別の世帯に対し案内を行うことができない場合も想定されるが、このような場合、どのように対処すべきですか。

このような場合、申請期限後であっても給付を行うことが可能ですか。

（答）

子育て応援特別手当については、各世帯への個別の案内のほかに、市の広報、保育所・幼稚園を通じた周知等により、支給対象となる方から申請をしていただくことが原則となります。

国としても、国民のみなさんに子育て応援特別手当を認知していただけるよう、広報に努めることとしております。

なお、今般の子育て応援特別手当については、補助事業として行うものですので、一定の期間内において精算を行う必要があることから、申請期限後に支給を行うことは想定していません。

問8 住民基本台帳から抽出した結果に基づき、事前に対象となる世帯に案内をお送りしたが、当該案内が返戻されてきた場合、市町村として特段の対応をとる必要がありますか。

（答）

市町村として、特段の対応は不要ですが、子育て応援特別手当については、各世帯への個別の案内のほかに、市の広報、保育所・幼稚園を通じた周知等を行っていただくようお願いいたします。

問9 申請書にあらかじめ住基データから抽出した情報を印字し、署名、押印、口座情報の記入のみをしていただく方法でもかまいませんか。

（答）

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 10 振り込み口座は普通又は当座に限られますか。

(答)

特段の制限を設けることは想定していません。

問 11 支給対象者について児童手当の振り込み口座がある場合、原則として児童手当の振り込み口座に振り込むこととする取り扱いは可能ですか。

(答)

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 12 定額給付金の方では、振り込み先口座を水道料金や税金の振替用に把握している口座とすることができるようですが、子育て応援特別手当も同様ですか。

また、水道の振替用口座をあらかじめ印字した申請書を世帯主に送付し、その口座のまま支給するか、別の口座に振り込むかを選択していただくような様式の申請書としても問題ありませんか。

(答)

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 13 郵便局への振り込みには対応する必要がありますか。

(答)

対応していただく必要があります。

詳細については、「子育て応援特別手当事業（金融機関関係）の留意点について（事務連絡）」（平成21年1月27日）をご参照ください。

問 14 一つの申請で複数の振り込み口座（親の口座、子の口座への分割支給など）を指定することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当は一時金として支給されるものであり、また、実務上の混乱を避けるため、複数の振り込み口座の指定を認めることは想定しておりません。

問 15 定額小為替による支給を行ってもよいですか。

(答)

想定しておりません。

問 16 支給開始日を県内で統一する必要はありますか。

(答)

統一することも可能です。

問 17 申請期間中の申請に対する払込完了の時期も市町村において決定してよいですか。

(答)

払込完了の時期につき各市町村において決定することは差し支えありませんが、交付金の精算時期に間に合わせる必要があることには留意が必要です。

問 18 虚偽申請であったことが後に判明した場合は、返還を求めることとなりますか。

(答)

ご指摘のとおりです。

【支給台帳の管理】

問1 第1子が学校の寄宿舎に入舎している場合など住民基本台帳から把握できないものの、子育て応援特別手当の支給対象となる場合には、申請があった段階で支給台帳に追記するという構いませんか。

(答)

ご指摘のような事務処理で差し支えありません。

問2 支給台帳等について、他の行政の実施を行うために子育て応援特別手当担当者以外の者が閲覧することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当に係る支給台帳等を本人の同意なく、他の行政を実施するために活用することは個人情報保護の観点から困難です。

【その他】

問1 支給決定通知・支払い通知等を省略したいが、差し支えありませんか。

(答)

差し支えありません。

問2 税務申告指導等を行う必要がありますか。

(答)

子育て応援特別手当に係る事務の一環として、税務申告指導まで行っていただくことは想定していません。

問い合わせ等あれば適切にアドバイスをお願いします。

問3 子育て応援特別手当は、児童手当の所得判定においてどのような取扱いとなりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、一時所得として課税されることから、通常の所得として算定することとなります。

問4 保育料滞納者等にも子育て応援特別手当は支給されますか。

(答)

支給されます。

問5 子育て応援特別手当について、税金、保育料等の未納分への充当、差し押さえを行うことは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定しています。

ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があるものと考えています。

問6 支給額を一般的に口座振込とした場合でも、保育料等を滞納している場合は、現金(窓口)支給とし、納入を呼びかけることができますか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定しています。

ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があるものと考えています。

問7 区分経理の適当な方法とはどのような対応が想定されていますか。

(答)

目内の事業別による区分を想定しています。

また、特別手当額分を計上する節は、第19節「負担金、補助及び交付金」が適当であると考えています。

問8 定額給付金支給事務と経費が区分されていれば、執行する予算科目に限定はないですか。

(答)

ありません。

問9 定額給付金と一体的に事務を行うことにより、事務費の区分が不明確になることが考えられますが、その場合の取扱いはどうなりますか。

(答)

定額給付金の支給に係る事務費(システム改修費を除く。)と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により按分するなどして算出した経費を計上することを想定しております。

問10 年度を越えて支給する場合には、繰越明許の必要がありますが、その理由を教えてください。

(答)

国の予算においては、請求の遅延その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるためという理由となります。

問11 いわゆる施越については認められるのか。

(答)

子育て応援特別手当の給付に要する事務経費については、子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定前に執行した経費であっても、「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象としております。

問12 ①子育て応援特別手当の申請を辞退した者や②所得が一定額以上の方には支給しないとする市町村において支給されなかった者がいる場合、当該支給されなかった給付額の分は、市町村が自由に他の用途に使うことができるか。

(答)

子育て応援特別手当に係る交付金は、市町村が実際に住民に給付した額に対して交付されるものです。そのため、住民が辞退したりした結果給付されなかった部分については、市町村に対して交付されず(概算交付していた場合は精算)、したがって、市町村が他の用途に使うことはできません。このように、補助金をその目的以外のものに充てることができないことは、他の補助金と同様です。

問 13 金融機関への振込手数料は事務費の対象となるのか。また、全国統一の振込手数料を設定する予定はあるか。

(答)

金融機関への振込手数料は、事務費の対象項目です。

なお、厚生労働省から全国統一の単価を示すことは、自由競争を制限することにもつながりかねず独占禁止法に抵触するおそれがあるものと解されるため、全国一律の振込手数料を設定する予定はありません。

問 14 各市町村の住民基本台帳に係るシステム等の改修プログラムについて、国で一括して作成をし、配布する方式はとれないか。

(答)

各市町村の住民基本台帳に係るシステム等については、全国レベルで見れば多種多様な業者のシステムがあり、また開発経緯等も様々ですので、国で改修プログラムを作成し配布を行うのは現実的には困難です。

しかしながら、一方で子育て応援特別手当は全国で一斉に支給されることから、改修プログラムの開発がスムーズに行えるよう、関連業者に集まっていただき子育て応援特別手当の仕組みの概要について厚生労働省から説明を行ったところです。

今後も必要に応じ関連業者に情報提供を行ってまいります。

問 15 本事業について民間事業者への委託は可能ですか。また、その範囲はどの程度ですか。委託料は全額国負担となりますか。

(答)

民間への委託について制約はありませんが、子育て応援特別手当の支給が贈与であることから、その成立のため、申請の受付については市区町村で行う必要があります。

委託費については、交付要綱の範囲により補助することは可能です。

平成21年2月3日現在

子育て応援特別手当Q&A（VER. 3）

目 次

【予算関連】

- 問1 子育て応援特別手当事務取扱交付金の基本的な考え方如何。
- 問2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となるのか。
- 問3 子育て応援特別手当担当課を設置し、他の部局から職員を異動させて専任職員として配置した場合でも本給は対象とならないのか。
- 問4 任期付任用職員の給与は補助対象となるのか。
- 問5 雇用対策として多数の臨時職員を雇用することは可能か。
- 問6 子育て応援特別手当に係る事務委託において、当該委託料に含まれる人件費見合いの額について補助対象となるのか。
- 問7 支給の方法は、口座への振込が原則であるが、例外的に生じる隔地払い等における支給方法として、小切手、郵便為替払出証書の方法が考えられるが、その際に生じる手数料は補助の対象となるのか。
- 問8 申請書の印刷や封入封緘等に係る外部委託経費は、補助対象となるのか。
- 問9 備品購入費は補助対象となるのか。
- 問10 市町村における子育て応援特別手当関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象となるか。
- 問11 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能か。
- 問12 市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定までの手続如何。
- 問13 子育て応援特別手当事務取扱交付金について概算払できるのか。
- 問14 事業終了が平成21年度となることから会計手続きとして繰越明許をとることになるのか。
- 問15 都道府県の事務費は繰越が可能か（人件費は繰越できないのではないか）。